

認証保育所設置に係る初回説明時の 設置者提出資料

設置者は、都の初回説明を受ける際、以下の書類を東京都に提出すること。
なお、以下の書類の様式は任意とし、書類の大きさは、原則A4で統一すること。

ただし、建物の平面図などの図面は、A3版の写しも併せて提出すること。

- (1) 事業計画書（新規設置園の概略が分かるもの）
- (2) 建物の案内図（駅から園まで及び代替遊戯場が分かるもの）
- (3) 建物の配置図、平面図（近隣の状況及び避難経路がわかるもの）
- (4) 土地の実測図（自己所有の場合）
- (5) 工期等のスケジュール